

私有道路にも下水道の設置ができます。

公共下水道の普及推進を図るため、一定条件を備えた私有道路については、申請により公道（国道・県道・市道等）と同様に下水道の設置を行うことができます。

下水道工事の対象となる私有道路の条件

- 私有道路の両端又は一端が公道に接続し、幅員が1.8m以上であり、一般公衆の通行可能な形態であること。
- 袋小路の場合は、私有道路に面している、所有権の異なる家屋が2戸以上あり、なおかつ独立生計を営んでいること。（集合住宅の場合は、1戸と算定します。）
- 私有道路が分筆されており、地目が公衆用道路であること。
- 私有道路所有者全員から承諾が得られること。
- 私有道路沿線の土地所有者全員が工事完成後の公共下水道への接続並びに受益者負担金の賦課及び納付について承諾が得られていること。

その他

- 私有道路に面した土地所有者全員から、下水道への接続の意思を確認した上で申請をお願いします。
- 私有道路沿線の畑・空地など家屋の建っていない土地でも、同一の申請で公共汚水柵の設置が可能です。

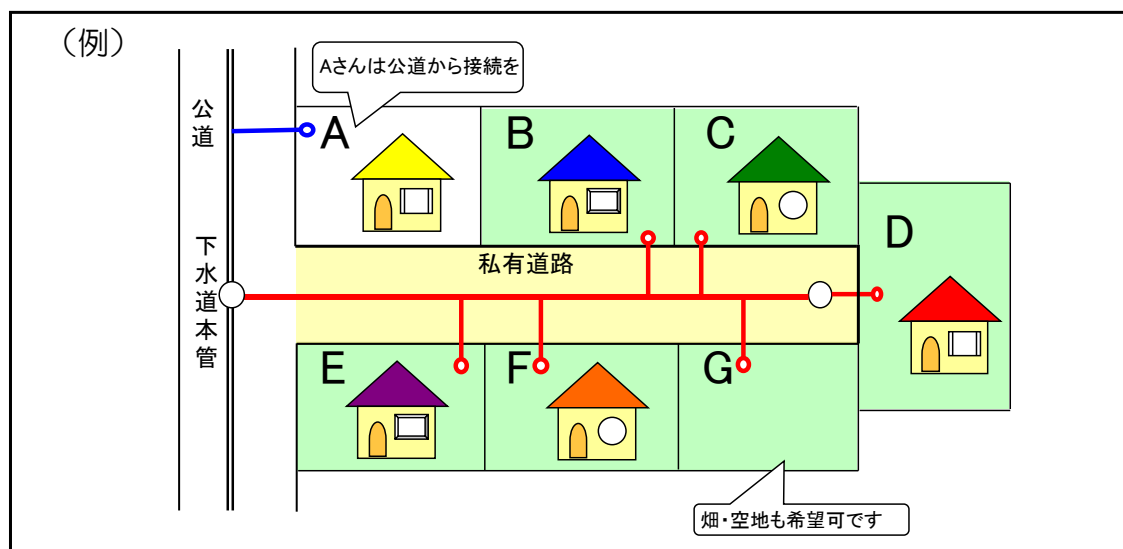


まずは

申請が必要です。

「私有道路内公共下水道布設工事申請書」により、必要書類を添えて、下水道整備課計画係へ申請をお願いします。

私有道路には様々な形態があります。一定の条件に適するか判断させていただきます。



詳しくは、福島市上下水道局 下水道整備課 計画係へお問い合わせ下さい。

電話番号 024-525-3769 (直通)

